

令和元年第3回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月21日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深 水 滋 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	玉 井 喜 廣
教 育 長	中 村 正 一	会 計 管 理 者	泉 原 功
総 務 課 長	二本松 正 広	政 策 推 進 課 長	岡 本 隆 司
観 光 未 来 創 造 課 長	竹 内 正	税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次
環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸	福 祉 課 長	佐 野 明 子
保 健 医 療 課 長	山 口 勉	建 設 水 道 課 長	飛 永 浩 志
農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩	パ レ ア 文 化 課 長	藤 本 斉
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第35号 若狭町営バス運行管理条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第36号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第37号 若狭町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第38号 令和元年度若狭町一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 請願第 3号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める
意見書の提出に関する請願

日程第 7 議員の派遣について

(午前 9時44分 開会)

○議長（島津秀樹君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番、清水利一君、12番、小堀信昭君を指名します。

～日程第2 議案第35号から日程第6 請願第3号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第2、議案第35号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」から日程第6、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願」までの5議案を一括議題とします。

この5議案については、去る6月4日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、辻岡正和君。

○総務産業建設常任委員会委員長（辻岡正和君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月4日、令和元年第3回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました議案は、議案第35号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」と議案第37号「若狭町森林環境譲与税基金条例の制定について」、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願」の計3議案であります。

これら3件の議案審査のため、6月11日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その内容を報告します。

まず、議案第35号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」は、若狭町バス運行における運賃割引の適用範囲を広げるため、条例の一部を改正するものです。

これは、精神障害者保健福祉手帳所有者に運賃割引を適用するものです。

主な質疑では、

問、バスの割引が精神障害者手帳を交付されている方も対象とするということだが、割引率については身体障害者手帳保持者の方と同じなのか。

答、精神障害者及び療育手帳の交付者も同じ5割引として、その内容は広報等を通じて周知していく。

問、「その他、町長が特に必要があると認めたとき」とあるが、どういう場合か。

答、精神障害者手帳保持者は、障害の程度により介護者が必要であるので、その介護者も割引対象とするため、「町長が特に必要であると認めた」という項目を追加している。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「若狭町森林環境譲与税基金条例の制定について」は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、条例を制定するものです。

主な質疑では、

問、この基金は、農林水産課が中心となり関係機関と協議をして活用を進めていくのか。

答、嶺南6市町の森林は、れいなん森林組合が管轄しているので、その中で協議会をつくってもらい、6市町が足並みをそろえ進めていくというのが、6市町担当課長レベルでの共通認識である。しかし、それぞれの市町独自の活用もあると思うので、そのようなときは協議会で協議検討をして進めていく。

問、これは個人所有の山林等が対象だと思うが、所有者がわからない放置林等はどうするのか。

答、森林環境譲与税の対象は、民有林の人工林となっていて、整備が進んでいないところを対象にしている。放置林等、所有者のわからないものは、この基金を活用し、森林経営管理制度の中で管理をしていく。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願」は、国連の核兵器禁止条約への賛同と批准の手続を進めることを日

本政府に求めるものです。

紹介議員である北原武道議員より説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、意見として、平成28年第3回6月定例会での議決により、「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」を提出している。あまり同じような内容で意見書を乱発すべきではないとの意見が述べられました。

質疑を終結し討論では、反対討論として、日本政府はこれまでも核兵器不拡散条約に賛同し、国際情勢安定のために橋渡し役としてしっかりと役目を果たしている。今、国際情勢が不安定な中、現状での核兵器禁止条約を批准することで核の廃絶にはつながらないという考えから、不採択にすべきとの討論があり、採決の結果、賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

教育厚生常任委員会委員長、藤本武士君。

○教育厚生常任委員会委員長（藤本武士君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月4日、令和元年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案1件であります。

議案審査のため、6月12日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

議案第36号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、審査の過程における主な質疑では、

問、改正案条文で、「都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市」と区別をして記載をしなければいけない理由はあるのか。

答、今回の省令で資格が政令指定都市でも与えられるということであるので、拡大をされたということである。

問、資格保有者が県で研修を修了して資格を保有している者なのか、政令指定都市で研修を修了して資格を保有した者かということ、若狭町の条例で決める必要はあるのか。

答、現行の条例は、「福井県知事が行う研修を修了したものでなければならない」としているため、この機会に、町外から転入をしてきた方で、政令指定都市や福井県以外の都道府県で研修を修了し資格を保有している方に対しても、若狭町の放課後児童支援

員としての資格を与えるという内容である。

問、放課後児童支援員というのは、小学校教員資格とは全く別物であるのか。教員免許を保有していても、また別に研修を受けなければならないということか。

答、そのとおりである。教員・保育士でない方に対しても、実務経験があり県が行う研修を受ければ、資格が与えられることになっている。

問、本町の放課後児童支援員の状況はどうであるのか。人材は足りているのか。夏休みになると子供の人数が多くなる。放課後児童支援員は足りているだろうかという声を聞くが、現状はどうなっているのか。

答、現状は不足しているが、対象者の方には7月に研修申請を行い、補充をする予定である。夏休みに関しては、パートも募集し、教員免許保有者で町の学習支援員の方がたくさんおられるので協力を得るなど、いろいろな方策を考えながら体制を整える。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

予算決算常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○予算決算常任委員会委員長（渡辺英朗君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月4日、令和元年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第38号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」の1件であります。

議案審査のため、6月13日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第38号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,887万3,000円を追加し、予算総額を95億721万3,000円とするもので、歳入の主なものは、地方譲与税522万2,000円の増額、国庫支出金2,072万5,000円の増額、県支出金1,712万6,000円の増額などであります。

歳出の主なものは、総務費の地域活性化事業で480万円の増額、民生費のプレミアム商品券事業で1,880万3,000円の増額、農林水産業費の果樹・園芸産地振興

事業で1,023万6,000円の増額、教育費の文化財保護事業で192万2,000円の増額などがあります。

また、債務負担行為の補正として、株式会社レインボーラインがレインボーライン山頂公園整備事業で、借り入れをする資金の損失補償限度額を5,000万円以内と定めるものであります。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、政策推進課関連では、

問、コミュニティ助成事業補助金の対象は2集落だが、補正額の2分の1ずつを助成するのか。

答、上限は250万円に設定されており、長江区へ230万円、杉山区へ250万円を助成する。

次に、観光未来創造課関連では、

問、観光宿泊施設管理事業の補正額250万円は、ホテル水月花の修繕として、全てを若狭町が負担するのか。

答、1件当たりの修繕費用が20万円以上の場合、町が負担することになっている。

問、レインボーライン山頂公園整備事業に対する損失補償は、一般的な連帯保証と捉えてよいか。

答、償還期間の最終段階で借入額の支払いができなかった場合、支払われていない金額について補償するもので、若狭町と美浜町が補償することになる。

問、レインボーライン山頂公園は、具体的にどのように整備されるのか。

答、山頂公園にテラスを4カ所設置し、展望建屋を設ける整備計画となっている。

次に、農林水産課関連では、

問、水田農業機械施設等整備事業や経営体育成支援事業について、美浜町では、町費を入れて農業者を支援するという動きがある。おおい町や高浜町でも、町費が3分の1程度予算計上されおり、農業者の経営を助けているという現状がある。当初予算から確認をしているが、若狭町ではほとんど町費が計上されておらず、地域間に格差は生じないのか。

答、農業者への支援としては、現在、果樹園芸を進める必要があり、果樹園芸の新規については10分の1を加算している。水田でも、新しく法人を立ち上げ、最初に機械を導入する場合は10分の1を補助しているが、国や県の有利な補助事業を活用し、農業者に利用してもらうことが町の支援であると考えている。町独自の支援については、

今後、検討していきたい。

問、果樹・園芸産地振興事業の梅加工施設及び選果施設はどこに整備されるのか。また、出荷に対する制限はあるのか。

答、担い手農家の敷地内に設けられると聞いており、補助事業を利用したことによる要件的な制限はない。

次に、歴史文化課関連では、

問、文化財保護事業は2カ年継続の事業になっているが、今回は令和元年度だけの経費が補正されているのか。

答、補正額192万2,000円は、令和元年度のみ予算であり、令和2年度に関しては、今年度の進捗によって、文化庁に対し予算申請をしたいと考えている。

問、文化財保存活用地域計画を作成する協議会に古墳関係の方は入っているのか。

答、学識者として、文化財保護審議会の会長や花園大学の教授に入っている。

次に、福祉課関連では、

問、プレミアム商品券事業の対象となる低所得者の確認はどのように行うのか。

答、今年度の非課税世帯から対象者を抽出する。平成30年12月末時点で約2,000人と見込んでおり、今後、要件を満たしているか審査し、対象者を絞っていく。

問、対象者は、購入引換券が届いた後、わかさ東商工会の本所か上中支所へ出向き、プレミアム付商品券を購入しないといけないのか。また、その周知はどのように行うのか。

答、対象となる住民税非課税者には、最初に申請の案内を送付し、申請書が提出された後、住民税課税者に扶養されていないかの審査を行い、審査を通過すれば購入引換券を送付する。子育て世帯については、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯主が対象者となり、購入引換券を送付する予定となっている。

販売箇所については、わかさ東商工会を予定しており、最寄りの商工会窓口に購入引換券を持参し、プレミアム付商品券を購入していただく流れになる。

周知については、来月号の広報誌で周知するほか、町のホームページによる広報や政府広報として新聞掲載される予定となっている。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

各委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第35号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第35号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第36号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「若狭町森林環境譲与税基金条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号「若狭町森林環境譲与税基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第37号「若狭町森林環境譲与税基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第38号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第

1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

請願に賛成の討論を行います。

「原子爆弾は人間がつくった悪魔の兵器である。」これは、被爆国日本の国民、なかんずく被爆者が国際社会に訴え続けてきたことです。今では良識ある全世界の市民の声でもあります。

東西冷戦の時代、核はふえ続けました。そんな中、国際社会の世論を反映して、1970年、核兵器不拡散条約（NPT）が発効しました。この条約は、アメリカ、ロシア、当時はソ連ですが、イギリス、フランス、中国を核兵器国と定め、それ以外の国への核兵器の拡散を防止した条約です。

この条約の不十分さは、その後の歴史が証明しています。核保有国のインド、パキスタン、イスラエルは条約に参加していませんし、北朝鮮は脱退し、核保有国になりました。自分は核保有をやめないが、おまえは核を持つてはいけない、こういうことでは対等平等な論理として通用しません。今や世界の市民社会は、核兵器が戦争の抑止力になるという考え方そのものを乗り越えました。なぜなら、核兵器が戦争の抑止力になるなら、なるべく多くの国がなるべく多くの核兵器を持つことが、世界の平和につながるということになってしまうからです。

そして、一昨年7月7日、国連で核兵器禁止条約がつくられました。核兵器の存在にかかわる一切の行為を禁止するものです。50カ国が批准すれば発効します。本年4月、批准した国は23カ国になっています。本請願は、この条約を日本政府が批准することなどを求めるものです。

6月10日現在、批准を求める意見書は393自治体が提出をしています。本町議会も請願を採択し、意見書を提出することを私は求めます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対者の討論を許します。

3番、渡辺英朗君。

○3番（渡辺英朗君）

議長のお許しをいただきまして、発言通告に基づき、私は、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願」に不採択の立場で反対討論をさせていただきます。

日本は、唯一の戦争被爆国であり、日本政府は、国連総会に核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動決議を提出するなどして、これまでも核兵器廃絶や核不拡散に積極的に取り組んできました。

そのような経緯を見れば、日本政府が核兵器禁止条約に反対することに納得できないのも理解できないわけではありません。しかし、日本の安全保障を考えれば、現時点で核兵器禁止条約を批准すべきではないと考えます。

今回、提出された請願書の請願要旨の中に、「アメリカの核の傘からの離脱を決断し」という文言が記載されております。北朝鮮の核ミサイル開発は、日本や国際社会の平和と安定を脅かす脅威であり、北朝鮮のように、核兵器の使用をほのめかす相手に対して、通常兵器だけで抑止することは困難であり、日米同盟のもとで核兵器を有するアメリカの抑止力に頼らざるを得ない状況があります。日本政府としては、「国民の生命と財産を守る責任を有する立場から、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的な核軍縮を前進させる道筋を追求することが必要であり、核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取り組みを粘り強く進めていく考えです。」との見解を外務省が公表しており、核兵器禁止条約によって、我々の安全が保障されるのか、また、核兵器国と非核兵器国の対立が一層深まるのではないかと懸念されます。日本政府が地道に行ってきた核軍縮に向けた日本独自の取り組みを無にすることなく、国際社会における日本の役割を今後も果たしていくことが重要であり、この請願は、不採択にすべきものと考えます。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をいたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長（島津秀樹君）

起立少数です。したがって、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願」は、不採択することに決定しました。

～日程第7 議員の派遣について～

○議長（島津秀樹君）

次に、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣することといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思えます。

異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年第3回若狭町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月4日開会以来、本日まで18日間にわたり、提案されました条例の一部改正、令和元年度若狭町一般会計補正予算などの議案について終始熱心に御審議いただき、本日ここに、全議案の審議を終え無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のため、なお一層の努力を払われますよう希望するものであります。

終わりに、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月4日の開会以来、本日まで18日間にわたり、平成30年度若狭町一般会計、特別会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、令和元年度一般会計補正予算、条例の制定及び一部改正など、重要案件につきまして御審議を賜りました。

この間、議員の皆様方には、本会議並びに各常任委員会において御熱心に御審議いただき、それぞれ御決議を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、現在は梅雨の時期でございますが、この梅雨が明けますと、いよいよ本格的な夏の行楽シーズンを迎えることとなります。若狭町には多くの名勝、観光地などがございます。これら若狭町の魅力、そして、地域力を全国に発信するとともに、今後ともおもてなしの気持ちをもって、お客様をお迎えしたいと考えております。

福井県では、6月の補正予算案に係る知事と首長との意見交換会が開催され、徹底現場主義を掲げられております杉本県政が、いよいよ動き始めたと感じております。若狭町におきましても、さらなる県との連携を強化しながら交流を深め、次の世代へとつないでいくまちづくりを、一丸になってつくり上げていきたいと考えております。

町では、現在、保健と医療と福祉の分野でございますが、地域包括ケアシステムの構築を目指しまして、地域での健康づくりと高齢者の支え合い体制づくり及び医療と介護の連携推進に取り組んでおります。

6月15日と16日にかけて、福井大学医学部のプロジェクトとして、高齢者支え合いの先進的取り組みとしている三宅地区で、高齢者の特別健診を実施をさせていただきました。これは、最後まで地域で元気に暮らせるための地域医療推進の一つの取り組みであります。今後は、さらに、福祉・保健・医療の充実及び一体化を目指しまして、若狭町が明るく元気で笑顔いっぱいのまちづくりに向けまして、努力を傾注したいと考えております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(午前10時23分 閉会)